

犯罪被害にあわれた方へ

洞爺湖町の犯罪被害者等支援制度

- 相談窓口 洞爺湖町役場 総務課自治防災室
(洞爺湖町栄町58番地、電話：0142-74-3000)
- 情報提供
 - ・ ホームページや広報による支援制度の周知、各種支援機関の紹介
- 日常生活の支援
 - ・ 一時保育や配食サービスの提供など
- 住居等の支援
 - ・ 町営住宅への住替え、一時避難の受入など
- 心身に受けた影響からの回復支援
 - ・ 療養のための保健医療や福祉サービスの提供
- 安全の確保
 - ・ 防犯のための助言や情報の適切な管理

- 見舞金の支給

犯罪行為（故意に、刑法などに規定する人の生命又は身体を害する罪にあたる行為）により亡くなられた方のご遺族や傷害を負った方に対し、見舞金を支給します。 ※ 被害届が受理されているものに限りです。

遺族見舞金

- ・ 対象：犯罪行為により亡くなられた方のご遺族
(配偶者、子ども・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（被害者の収入で生計を維持されている方）)
- ・ 支給額：30万円

重傷病見舞金

- ・ 対象：1か月以上の治療が必要な負傷又は傷病と診断された方
- ・ 支給額：10万円

- ※ 犯罪被害が発生したときに洞爺湖町の住民であった遺族又は被害者が支給対象となります。
- ※ 被害者と加害者が親族関係にある場合には、支給が制限されることがあります。

